

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 二八年 六月 二十五日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ゆきレディースクリニック段原	広島市南区段原南一―三―五三イーストビル二F	令和 六・七・一
オクノクリニック広島駅前院	広島市東区若草町一―番一―一〇三号	〃
大田トホーニヤ診療所	福山市沖野上町三丁目二―一―一六 一階	〃
スリム&ダイエットクリニック福山	福山市引野町一―二五―一四―一	〃



健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 二八年 二八月 二十五日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ププレひまわり薬局 中山店	広島市東区中山東三丁目一番一七号	令和 六・七・一
レモン薬局	福山市東川口町四丁目九番三〇号	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 六年 六月 二十五日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
アニー薬局	広島市東区戸坂千足一丁目三番二二号	令和 六・六・一
べる薬局	広島市安佐南区高取北一丁目四番二九一五号	令和 六・五・二九
ライフ薬局	呉市川尻町西二丁目二番三四号	令和 六・六・一